

お知らせ

多面的機能支払交付金
中山間地域等直接支払交付金

活動に取り組む皆様へ

渇水時における応急措置について

渇水対策として、移動式ポンプによる配水など応急措置にあたっては、その**作業日当、リース代、燃料代、機械運搬費**について、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用することが可能です。なお、交付金が交付されていない場合等により資金が不足する場合は、立替払い等に対応のうえ、交付金の交付後に充当してください。

支援対象

異常気象前後の見回りや応急措置

農地や農地周りの水路の見回り

見回りの結果、農用地に障害が生じるような場合、
必要に応じて応急措置(移動用ポンプによる配水等)を行う

(ただし、多面的機能支払交付金は、恒常的に掛かる農業水利施設の運転経費に
交付金を充てることはできません)

※活動実施にあたっては、**組織内の合意**を得ておくことが重要です。

中山間地域等直接支払交付金の場合で当該使途が**協定書内**に明記されていない
場合は**使途を明記**して市町村に届けてください。

問い合わせ先

各市町村 多面的機能支払交付金担当課
中山間地域等直接支払交付金担当課
最寄りの地域振興局農村整備課 ふる里づくりチーム
秋田県農林水産部農山村振興課地域環境保全チーム
TEL018-860-1853